- 越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金交付要綱(目的)
- 第1条 この要綱は、国の中小企業生産性革命推進事業において、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金又はIT導入補助金(以下これらを「国の補助金」という。)におけるコロナ対応特別枠の交付決定を受けた市内中小企業者等に対し、越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することにより、新型コロナウイルスの影響を乗り越えようとする市内中小企業者等の持続的発展に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱は、補助金の交付に関し、越前市補助金交付規則(平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を 定めるものとする。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱における補助対象者は、国の補助金におけるコロナ対応特別枠の交付決定を受けた市内中小企業者等とする。ただし、市税を滞納していない者に限る。 (補助対象経費等)
- 第4条 補助対象経費の額は、国が補助対象経費として認めた額から国の補助金として て交付される額を差し引いた額とする。
- 2 補助率及び補助限度額については、次の表に定めるところによるものとする。

補助対象となる国の補助金の名称及び項目	補助率	補助限度額
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		2,500千円
特別枠	1 / 9 12 15	
小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型	1/2以内	250千円
I T 導入補助金 特別枠 (C 類型)		500千円

3 補助金の額は、第1項の補助対象経費の額に前項の補助率を乗じて得た額とし、 算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる ものとする。

(補助金の交付手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、越前市中小企業生産性革命推進事業(新

型コロナウイルス対策)補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国の補助金のいずれかの交付決定通知書及び事業計画書等事業内容が分かる資料の写し
- (2) 市税の納税証明書(完納証明書)(市税の納付状況を市長が確認することに同意する場合は、提出を省略することができる。)

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金 の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは越前市中小企業生産性 革命推進事業 (新型コロナウイルス対策)補助金交付決定通知書 (補助金交付指令 書)(様式第2号)により、不交付と決定したときは越前市中小企業生産性革命推 進事業 (新型コロナウイルス対策)補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、 速やかにその結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
 - (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求める際は、加算金及び延滞金を付さないものとする。

(補助事業の軽微な変更)

第8条 補助事業者が国の補助金におけるコロナ対応特別枠の交付決定を受けて実施する事業の内容又は補助対象経費の額に変更が生じた場合であって、当該変更につき国の承認を得たときは、交付規則第5条第1項第1号及び第8条第1項の市長が認める軽微な変更に該当するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)

が完了したときは、速やかに越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策)補助金実績報告書 (様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

国の補助金の確定通知書及び補助事業実績報告書等事業内容が分かる資料の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合であって、その報告に 係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたと きは、交付する補助金の額を確定する。この場合において、確定する補助金の額は、 第6条第2項の規定により決定した額を上限とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

越前市長 殿

事業所住所
名称 (屋号)
代表者役職氏名 (事業主氏名)
日中連絡のつく電話番号
(法人格がない場合) 事業主の住所

越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金交付申請書

越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策) 補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、この交付申請に当たり、当社(法人格がない場合は事業主)の市税等の納付状況を市 長が確認することに同意します。

記

補助対象となる国の補助 金の名称及び項目	 ものづくり・商業・サービス生産性 小規模事業者持続化補助金 IT導入補助金 特別枠(C類型) 	
国が補助対象経費として 認めた額	金	円
国の補助金交付決定額	金	円
補助金交付申請額	金	円

添付書類

- 1 上記1~3の該当する補助金の交付決定通知書及び事業計画書等の写し
- 2 市税の納税証明書(完納証明書)(上記により市税納付状況確認の同意をするときは、不 要)

越産第 号 年 月 日

住所

(法人又は団体にあっては、所在地)

氏名 様

越前市長

越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策)補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書とおりとする。
- 2 補助金の種類、交付決定額及び補助対象経費
 - □ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 特別枠

円(補助対象経費 円)

□ 小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型

円(補助対象経費 円)

□ I T導入補助金 特別枠 (C類型)

円(補助対象経費 円)

- 3 交付の条件
 - (1)補助事業が完了したときは、速やかに越前市中小企業生産性革命推進 事業(新型コロナウイルス対策)補助金実績報告書(様式第4号)を市 長に届け出ること。
 - (2)前項の報告を受けて確定する補助金の額は、交付決定額を上限とする。
 - (3) 市長から補助金等の返還を求められたときは、当該命令のなされた日から30日以内に返還を行うこと。
 - (4)この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(証拠書類を含む。)

を備え、かつ、補助金が交付された日から5年間保存すること。

(5) この補助金の使途及び経理状況については越前市監査委員の監査を受けることがあること。

 越 産 第
 号

 年 月 日

様

越前市長

越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策)補助金の交付について下記の理由により不交付とし たので通知します。

記

(理由)

越前市長 殿

事業所住所	
名称 (屋号)	
代表者役職氏名 (事業主氏名)	
日中連絡のつく電話番号	
(法人格がない場合) 事業主の住所	

越前市中小企業生産性革命推進事業(新型コロナウイルス対策)補助金実績報告書

年 月 日付け越産第 号にて交付決定を受けた 年度越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策) 補助金について、その事業が完了したので、越前市中小企業生産性革命推進事業 (新型コロナウイルス対策) 補助金要綱第9条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

該当する補助金	1 ものづくり・商業・サービス生産 2 小規模事業者持続化補助金 3 IT導入補助金 特別枠(C類型	さ コロナ特別対応型
交付申請時に国が補助 対象経費として認めた額	金	円
国の補助金交付決定額	金	円
実績報告時に国が補助 対象経費として認めた額	金	円
国の補助金交付確定額	金	円

添付書類

上記1~3の該当する補助金の確定通知書及び補助事業実績報告書等事業内容が分かる資料の写し